

事件の決裁区分について

平成7. 8. 28 調第474号

検事正通達 検察官あて

改正 平成9. 3. 13 企第180号 平成9. 3. 13 企第181号

平成13. 6. 8 刑第217号 平成15. 6. 11 刑第250号

平成16. 11. 30 刑第400号

神戸地方検察庁執務規程第29条及び第52条に基づき、本庁、支部及び管内区検察庁の事件の決裁区分を次のとおり定め、平成7年9月1日から実施する。

記

- 1 事件の決裁は、本庁(その併置区検察庁を含む。)においては、別表1「事件決裁区分(本庁)」、支部及びその管内区検察庁においては、別表2「事件決裁区分(管内)」に定めるところによって行う。ただし、支部及び管内区検察庁における特異、重大あるいは社会の耳目をひいた事件並びに事実認定あるいは法令の適用等に問題のある事件のうち、決裁官が必要と認めた事件は、検事正の決裁を受けることとする。
- 2 道路交通法違反(自動車の保管場所の確保等に関する法律違反を含む。)事件のいわゆる交通切符による略式命令請求(ただし、否認事件を除く。)については、決裁官の命を受けた検察官が決裁官に代わって決裁をすることができる。

別表1

事件決裁区分(本庁)

番号	事件の種類	決裁官		
		所管部長	次席検事	検事正
1	(1) 請訓又は報告を要する事件	○	○	○
	(2) 法定合議事件	○	○	○
	(3) 贈収賄事件	○	○	○
	(4) 公職選挙法違反事件	○	○	○
	(5) 公安労働事件(労働者保護法規違反事件を除く。)	○	○	○
	(6) 告訴、告発に係る事件(告訴・告発が取り消されている事件及び捜査処理上問題がない器物損壊事件などを除く。なお、告訴・告発に係る犯罪のうち、明らかに罪とならず、又は明らかに嫌疑なしと認められる事件については所管部長までの決裁とする。)	○	○	○
	(7) 独自捜査事件	○	○	○
	(8) 特異、重大あるいは社会の耳目をひいた事件	○	○	○
2	(9) 公判請求事件	○	○	
	(10) 不起訴処分事件(特例書式による業務上過失傷害事件及び反則金不納付事件を除く。)	○	○	
	(11) 事実認定あるいは法令の適用等に問題のある事件のうち、所管部長が次席検事の決裁を必要と認めた事件	○	○	
	(12) 上記(9)ないし(11)事件のうち、次席検事が検事正の決裁を必要と認めた事件	○	○	○
3	(13) 上記以外の各所管部が担当する事件	○		

別表2

事件決裁区分(管内)

支 部 ・ 区 検	決 裁 官
尼崎支部及びその併置区検並びに西宮区検	尼崎支部長
伊丹支部及びその併置区検	伊丹支部長
明石支部及びその併置区検	明石支部長
柏原支部及びその併置区検並びに篠山区検	検事正が指名した部長
姫路・社・龍野支部及びその併置区検並びに加古川区検	姫路支部長
豊岡支部及びその併置区検並びに浜坂区検	豊岡支部長
洲本支部及びその併置区検	洲本支部長